

令和8年2月 岡山市教育委員会定例会 会議録

1 開催日	令和8年2月17日(火)		
2 開会及び閉会	開 会	14時00分	
	閉 会	14時44分	
3 出席委員	教 育 長	三 宅 泰 司	
	委 員	片 山 美 香	
	委 員	門 原 眞 佐 子	
	委 員	中 島 俊 子	
	委 員	杉 山 雄 一	
4 会議出席者			
職 名	氏 名	職 名	氏 名
教育次長	竹 林 靖 哲	教育次長	齋 藤 靖
次長(教育総務部長兼務)	重 河 啓 子	学校教育部長	竹 中 茂 樹
生涯学習部長	岡 本 浩 司	参事(教育企画総務課長事務取扱)	山 邊 真 由 美
参事(教育給与課長事務取扱)	若 狭 暢 宏	学校指導課長	政 久 秀 生
保健体育課長	松 岡 恭 一 郎	生涯学習課長	永 井 正 博
就学課長	劔 持 孝 之		
岡山っ子育成局子育て支援部 こども企画総務課長	山 本 拓 史	岡山っ子育成局子育て支援部 地域子育て支援課課長補佐	江 國 朋 範
岡山っ子育成局保育・幼児教育部 こども園推進課長	有 安 広 道	市民生活局スポーツ文化部 スポーツ振興課長	吉 田 武 生
事務局 (教育企画総務課指導副主査)	吉 田 明 生	事務局 (教育企画総務課主事)	難 波 実 佑

5 議題及び結果		
報告第2号	<専決処理の報告> 市議会の議決を経るべき議案の原案への同意について	承認
報告第3号	<専決処理の報告> 市議会の議決を経るべき議案の原案への同意について	承認
報告第4号	<専決処理の報告> 市議会の議決を経るべき議案の原案への同意について	承認
報告第5号	<専決処理の報告> 市議会の議決を経るべき議案の原案への同意について	承認
報告第6号	<専決処理の報告> 市議会の議決を経るべき議案の原案への同意について	承認
報告第7号	<専決処理の報告> 市議会の議決を経るべき議案の原案への同意について	承認
第2号議案	第2期岡山市立学校園における働き方改革推進方針について	原案可決
第3号議案	岡山市立公民館規則の一部を改正する規則の制定について	原案可決
第4号議案	令和8年度岡山市就学援助等認定基準及び支給基準(案)について	原案可決
6 教育長等の報告 [令和8年1月1日(木)～令和8年1月31日(土)]		
1/11	令和7年度岡山市二十歳の集い(JFE 晴れの国スタジアム)	地域子育て支援課
1/15	子どもが輝く学びづくりプロジェクト(緑ヶ丘中学校)	学校指導課
1/21	子どもが輝く学びづくりプロジェクト(福浜小学校)	学校指導課
1/26	学校給食週間の学校訪問(旭東中学校)	保健体育課
7 議事の概要		
教育長	○ ただいまから2月岡山市教育委員会定例会を開会する。 本日は、傍聴者希望者はおられない。 それでは、日程第1、会期について、本日1日限りとしてよろしいか。	
全委員 教育長	○ 〈承認〉 ○ 本日1日限りとする。 日程第2、1月定例会の議事録は作成に時間を要しているため、次回定例会で教育委員の皆様にはご署名をいただきたいと思う。 日程第3、事業報告をご覧になって何か質問があればお願いします。	
片山委員	○ 二十歳の集いに参加しとても寒い日であったが、素晴らしい式だったと思う。参加率や参加者の感想などいただければと思う。	
地域子育て支援 課長補佐	○ 参加率は、正確な人数の把握は難しいことから、今年度より公表はしていないが、約3,000人が会場の中に入場し、昨年度よりも少し増えていると感じている。参加者の感想については、全体的なアンケート等を行っていないが、寒かったであるとか、そういうご意見もお伺いしている。	
門原委員 教育長	○ 学校給食週間の学校訪問について、様子はいかがだったか。 ○ 旭東中は、特に残食が少ない。私が行ったクラスはほぼ完食。栄養教諭の指導も効果があったのではないかと。子どもらしくにこやかに迎えてくれて、いい会だったと思った。	
保健体育課長	○ いや、特に教育長がおっしゃられたとおりであるが、楽しく過ごせた。また、栄養教諭から丁寧に学校の取組を教えていただいて、非常に参考になった会だったと思う。	
教育長	○ 日程第4、それではこれより議事に入る。 報告第2号から第6号までは、全て市議会に提出した案件についてである。急遽の案件として担当課から報告第7号として追加報告があるので、よろしくをお願いします。 それではまず、報告第2号を教育企画総務課からお願いします。	
教育企画総務課 長	○ 報告第2号専決処理の報告についてであるが、こちらは令和8年度岡山市一般会計予算案のうち、教育に関する事務に係る予算案への同意ということで、教育委員会に付議する時間的余裕がなかったため、教育長の専決処理を2月4日にいただき、そちらについて承認を求めるものである。 令和8年度当初予算案のうち、第10款教育費、教育委員会関係分の歳出	

予算額、総額が677億6,746万円余、令和7年度当初予算額と比べて83億3,982万円余の増額、率にして14%の増となっている。このうち増減額の大きい項目について説明させていただく。

第1項教育総務費、第5目事務局費の増は、児童・生徒に配布している学習者用端末について、令和8年度中に新端末へ更新するための経費及び岡山市教育センター整備に係る事業費が増加したものなどによるものである。学習者用端末の費用及び教育センター整備の概要は次ページからの資料に、予算額とともに記載している。

次に、第5項小学校費及び第10項中学校費のそれぞれ第1目学校管理費の増は、教職員の人件費の増のほか、学校のトイレ洋式化に係る事業費が増加したことなどによるものである。

第5項小学校費、第5目教育振興費の減は、就学援助に係る経費について、小学校給食費の無償化に伴い事業費が減少したことなどによるものである。

第15項中高一貫校費の増は、中学校体育館空調設備整備事業費が増加したことによるものである。

続いて、第20項幼稚園費の減は、市立認定こども園への移行や民営化に伴い、市立幼稚園が減少することによる予算の減である。

第25項社会教育費、第10目公民館費の増は、公民館の照明器具LED化に係る事業費が増加したことなどによるものである。

第15目の図書館費の減は、令和6年度から7年度にかけて実施している図書館電算システムの更新に係る事業費が減少したことなどによるものである。

第30項保健体育費、第15目学校給食費の増は、新岡山学校給食センターの整備に係る事業費が増加したことなどによるものである。このほか、学校給食センターへの炊飯設備の導入、給食調理場の空調設備整備、給食費の保護者負担の軽減として小学校の給食費の無償化、中学校の給食費の物価高騰分の支援を行っていくというところから、事業費が増加している。

増減の大きい項目の主なものは以上である。

今説明したもののほか、不登校の子供への支援として、校内支援教室の充実などや民間施設利用料の補助、小・中学校への冷水器の設置、公民館への給水スポットの設置、探求的な学びの推進関係の事業など実施している。

それでは、この専決処理について、承認のほどよろしく願います。

- 質問、ご意見等があれば願います。
- それでは、報告第2号を承認してよろしいか。
- 〈承認〉
- 報告第2号を承認する。

続いて、報告第3号をこども企画総務課から願います。

- 令和8年度当初予算案のうち、岡山っ子育成局分の教育費予算案への同意について、教育委員会に付議する時間的余裕がなかったため専決処理したものである。

令和8年度当初予算の教育費のうち、岡山っ子育成局分の総額は5億7,927万円余で、前年度に比べ、金額で8,063万円余の増、率にして16.2%の増である。

令和8年度当初予算の教育費のうち、岡山っ子育成局分の項目は、1項目、まず第20項の幼稚園費である。

①幼稚園運営経費は、市立幼稚園の光熱水費等の運営に係る経費等で、幼稚園数の減少に伴い、減額となっている。

②幼稚園施設管理費は、市立幼稚園施設の維持管理に必要な経費等で、幼稚園数の減少に伴い、同じく減額となっている。

③就園管理課事務費は、幼稚園事業に携わる職員の人件費で、給与改定により増額となっている。

教育長

全委員
教育長

こども企画総務
課長

<p>教育長 全委員 教育長 全委員 教育長</p>	<p>④幼保運営課事務費も、幼稚園事業に携わる職員の人件費で、人事異動により減額となっている。</p> <p>⑤幼稚園事務費は、幼稚園入退園に関する事務費等で、給与改定により増額となっている。</p> <p>続いて、第25項社会教育費である。</p> <p>⑥次世代育成事務費は、次世代育成事業に携わる職員の人件費で、人事異動及び給与改定により増額となっている。</p> <p>⑦次世代育成体験活動促進事業費は、体験学習活動の推進などの社会教育活動促進事業費で、ジュニアオーケストラ運営委託料等が減額となっている。</p> <p>⑧少年自然の家運営費は、少年自然の家、日応寺自然の森の管理運営事業費で、指定管理料、調査委託料、工事請負費が増額となっている。</p> <p>説明は以上である。</p> <p>○ 質問、ご意見等があればお願いします。</p> <p>○ 〈なし〉</p> <p>○ では、報告第3号を承認してよろしいか。</p> <p>○ 〈承認〉</p> <p>○ 報告第3号を承認する。</p>
<p>スポーツ振興課長</p>	<p>続いて、報告第4号をスポーツ振興課からお願いします。</p> <p>○ 令和8年度岡山市一般会計予算案のうち、スポーツ振興課分について承認を求めるものである。</p> <p>予算内容としては、第10款教育費中、第30項保健体育費、第5目体育振興費のうち、学校体育施設開放事業に係る施設の電球等、消耗品、施設修繕、原材料費及び備品購入費等として3,728万円を当初予算として計上するものとなる。</p> <p>令和7年度当初予算からの増減率としては262.3%の増であり、この主な要因としては、石井小学校防球ネットの改修工事、幡多小学校、操明小学校照明設備改修工事の工事費を計上したことによるものである。</p> <p>説明は以上である。</p> <p>○ 質問、ご意見等があればお願いします。</p> <p>○ 〈なし〉</p> <p>○ それでは、報告第4号を承認してよろしいか。</p> <p>○ 〈承認〉</p> <p>○ 報告第4号を承認する。</p>
<p>教育長 全委員 教育長 全委員 教育長</p> <p>保健体育課長</p>	<p>続いて、報告第5号を保健体育課からお願いします。</p> <p>○ 報告第5号令和8年度岡山市学童校外事故共済事業費特別会計予算案についてご説明をさせていただく。</p> <p>令和8年度岡山市学童校外事故共済事業費特別会計予算案への同意について、教育委員会へ付議する時間的余裕がなかったため、令和8年2月4日に専決処理を行ったものになる。</p> <p>予算案の概要であるが、歳入歳出予算の総額はそれぞれ1,308万9,000円となっている。</p> <p>まず、歳入については、第1款共済会費収入の845万7,000円は、1人年額300円の会費収入となる。</p> <p>第21款財産収入、第1項財産運用収入、第2目利子及び配当金57万5,000円は、学童校外事故共済基金から生じる預金利子となる。</p> <p>第23款繰入金の基金繰入金405万7,000円は、学童校外共済基金からの繰入金である。</p> <p>続いて、歳出について、第1款学童校外事故共済事業費、第1項学童校外事故共済事業費、第1目管理費169万4,000円は、事務費及び基金積立金である。</p> <p>第5目共済事業費1,139万5,000円は、校外事故に対する見舞金</p>

<p>教育長 全委員 教育長 全委員 教育長</p>	<p>となる。 説明は以上である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 質問、ご意見等があればお願いします。 ○ 〈なし〉 ○ それでは、報告第5号を承認してよろしいか。 ○ 〈承認〉 ○ はい。じゃあ、報告第5号を承認する。 続いて、報告第6号をこども園推進課からお願いします。
<p>こども園推進課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本件は、市議会の議決を経るべき議案、岡山市立認定こども園条例等の一部を改正する条例の原案についての同意について、令和8年2月4日に専決処理したことを報告し、承認をお願いするものである。 議案提出の目的は、岡山市が将来にわたって安定的に良質な就学前教育・保育を提供するため、中学校区に1園の公立幼保連携型認定こども園を整備するとともに、それ以外の公立幼稚園及び保育所は民営化もしくは統廃合をする公立施設の適正配置を進めている。令和8年4月に岡山市立幡多認定こども園を新たに設置することに伴い、岡山市幡多幼稚園を廃止すること、民営化により私立幼保連携型認定こども園が5園開園することに伴い、岡山市六区保育園、彦崎保育園及び岡山市立桃丘幼稚園、旭操幼稚園、芳明幼稚園が廃止となる。また、休園中の岡山市立牧石幼稚園を令和8年度に放課後児童クラブに改称するために廃止することから、認定こども園条例、市立保育所条例、市立学校条例の改正を行うものである。 説明は以上である。
<p>教育長 全委員 教育長 全委員 教育長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ ご質問、ご意見等があればお願いします。 ○ 〈なし〉 ○ では、報告第6号を承認してよろしいか。 ○ 〈承認〉 ○ 報告第6号を承認する。 続いて、報告第7号を教育企画総務課からお願いします。
<p>教育企画総務課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 報告第7号専決処理の報告について、こちらのほうが岡山市教育委員会事務局職員の人事異動の件である。 2月20日付の人事異動を行うに当たって、内示のほうを13日に出している。そのため、12日に専決処理を行い、その後、報告をするものである。 内容としては、教育給与課の課長補佐が教育研究研修センター所長補佐の兼務となるという辞令となっている。こちらは20日付の人事異動内示、今申したとおり13日の内示で本人のほうに伝えているものである。 説明は以上である。
<p>教育長 教育企画総務課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 質問、ご意見等があればお願いします。 ○ 補足として、通常、年度末には人事異動を教育委員会の議決事項ということで職員の任免について諮らせていただいている。そのときに全職員ということは大量になるので、係長級以上の人事異動表をもって承認の説明と代えさせていただいている。このたび課長補佐という職域の異動になるので、この会にご報告しているところである。
<p>全委員 教育長 全委員 教育長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 〈なし〉 ○ それでは、報告第7号を承認してよろしいか。 ○ 〈承認〉 ○ 報告第7号を承認する。続いて、日程第5、第2号議案を教育給与課から説明願う。
<p>教育給与課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第2期岡山市立学校園における働き方改革推進方針についてご説明する。 本市では、学校園の働き方改革を効果的に進めるため、令和5年3月に岡山市立学校園における働き方改革推進方針を策定し、働き方改革に資する様々な取組を行っている。本案件は、現行の推進方針の取組期間3年が今年

度で終了するため、第2期推進方針を改正給特法で法定必置となった教員の業務量管理・健康確保措置実施計画を含める形で策定するものである。

それでは、第2期推進方針の内容を説明する。第2期推進方針は、「策定にあたって」から「進行管理」まで全7章で構成している。冒頭の「策定にあたって」として、策定の趣旨や先ほどご説明した位置づけ、取組期間や対象を掲載している。

なお、取組期間は、国の目標を念頭に、令和8年度から令和11年度までの4年間としている。

以降、現行の推進方針策定後からこれまでの間の国における主な動きやこれまでの本市の取組を掲載している。また、岡山市の現状として、現行の推進方針で設定した時間外在校等時間や年次休暇取得率等の目標の達成状況や全ての取組について検証を行った結果を、現状、課題、今後の方向性の視点で整理し、掲載している。

第2期推進方針の目的と目標を掲載し、働き方改革本来の目的は教育の質の向上であることから、第2期推進方針の目的は学校園の教育の質の向上を通じた子どもたちへのよりよい教育の実現としている。そして、そのよりよい教育の実現のためには教職員のウェルビーイングが重要であることから、目標を教職員のウェルビーイングの向上とし、さらに取組の進捗管理や評価を行うための数値目標を時間外在校等時間に関するもの3つ、働きがいやワーク・ライフ・バランス等に関するもの4つ、合計7つ設定している。

目標達成に向けた取組として、取組の軸となる4本の柱、それに基づく視点、具体的な取組を掲載している。これらの取組には現行の推進方針の検証結果を反映させるとともに、国が示した学校と教師の業務の3分類を踏まえ、優先的に取り組む事項として選定している。

進行管理として、PDCAサイクルを活用したマネジメントについて、図を使って具体的な内容を掲載している。チェックの部分には、数値目標による達成状況の確認や課題等の検証と併せ、国が義務づけている実施状況の公表や本市の総合教育会議への報告を記載している。

巻末には、参考として先ほどご説明で出てきた学校と教師の業務の3分類を掲載している。

説明は以上である。この第2期推進方針は令和8年度、この4月から運用開始したいと考えている。ご審議のほどよろしく願います。

教育長
片山委員

- 質問、ご意見等があれば願います。
- 高ストレス者の割合が7.8%で、目標を7.0%以下にするということだが、どうしても人によっては業務量の偏りが生じるっていうようなことがあると思うけれども、業務量の多い方が高ストレス者になるというつながりはあるのか。

教育給与課長

- 高ストレス者がどういった方が多いかということについては一概には言えないが、傾向として、岡山市の場合はストレスチェックをすると、学校現場の業務量というのはやっぱり少し多めに出る。ただし、現場としては、先生方がお互いに支え合う同僚性というのが強固にあって、その部分でストレスが全国平均からすると低い割合になっている。業務の偏りは確かにストレスの原因にもなると思うので、そこは健康の推進方針でもそうだけれども、業務の平準化といって、仕事の凸凹をならすなどの視点を入れて取組を行っているところである。新たな第2期推進方針についても、同じ方針で取り組んでまいりたい。

中島委員

教育給与課長

- このまとめた小冊子はどこに配付されて、どのように活用されるのか、現場の先生方のお手元に届いて、何か学校内で説明をお願いできればと思う。
- 策定後、広報連絡を行い、広く周知を図る。併せて、市の総合教育会議、こちらでは市長部局等とも連携して働き方改革を進めるという国の取組の方針に沿って、広く周知を図る場となると考えている。あわせて、策定の段階、

	<p>策定が完了したら、当然現場の先生方にも共有をさせていただく。校長先生を通じてという形にはなると思うが、策定後にも改めて、新年度、新体制になる学校もあるので、説明をさしあげたいと思っている。先生方にも、冒頭の初めというページ、教育長発信で現場の先生方へ向けてのメッセージを発信しているので、現場の先生にも十分に周知が図れるように努めてまいりたい。</p> <p>加えて、保護者や地域の方に対しても、年度当初に働き方改革にご理解とご協力をいただくような通知を発出している。その内容にも新たな推進方針の策定については盛り込んでいきたいと考えている。このような形で周知を図りながら、足りないようであれば、追加もしてまいりたいというふうに考えている。</p>
<p>杉山委員 教育給与課長</p>	<p>○ 岡山市の現状で、前推進方針で達成できなかったのがこの①の時間外在校等時間が月45時間を超える教職員ゼロというところで、令和4年度から令和7年度を見ると11.2%ほど改善されてる。今後この4年間でそれを40%ほど改善することとなっているが、前回の取組と今回の取組の違いなど、目標設定の考え方などを教えていただきたい。</p> <p>○ まず、第2期推進方針で定めた45時間以内の職員100%というところ、これは給特法という国の法律の改正に基づいて、国の方針に沿って設定している。したがって、今回は現行推進方針での取組を検証した結果を次の計画に盛り込んでいるところである。3年間の課題あるいは改善を反映して取り組んでいき、目標達成に向けて精いっぱい努力していきたいという思いである。これまでの取組を生かして、より効果的な取組を進めてまいりたいと考えている。</p>
<p>中島委員 教育給与課長</p>	<p>○ 例えば、民間であれば、残業時間が45時間が年間6回を超えたら労働協会の勧告というかご注意をいただく。そういった場合に、本人なり、学校なり、管理職が、何か指導を受ける制度はあるのか。</p> <p>○ 労基法が一つのよりどころにはなっている。したがって、時間外在校等時間についても、学校で管理するとともに、教育給与課にも情報としては上がってくる。先ほどおっしゃった例えば月80時間が複数月続いているとか、あるいは単独の月でも100時間を超えるとか、そういう過重労働にある教員に対しては、産業医の面談を案内して、その産業医との面談を通して改善とか、状況の把握などを行っている。それに基づいて、例えば、職場での業務の偏りがあるようであれば、教育給与課のほうから改善を所属長である校長へ依頼するなど、個別の対応もしている。あとは人事担当課ということで教職員課と状況を共有しながら、過重労働が続くようであれば、当然その改善に向けて個別の対応を行っている。</p>
<p>教育長 全委員 教育長 生涯学習課長</p>	<p>○ 第2号議案を原案どおり可決してよろしいか。</p> <p>○ 〈承認〉</p> <p>○ それでは、第2号議案を原案どおり可決する。 続いて、第3号議案を生涯学習課から説明願う。</p> <p>○ 第3号議案について、岡山市立公民館規則の一部を改正する規則の制定である。</p> <p>本規則は、岡山市立岡山中央公民館の開館に伴い、岡山中央公民館駐車場の使用時間及び休日、駐車場の使用料の減免について定めるため、本規則の一部を改正しようとするものである。</p> <p>説明は以上となる。</p>
<p>教育長 全委員 教育長 全委員</p>	<p>○ ご質問、ご意見等があればお願いします。</p> <p>○ 〈なし〉</p> <p>○ それでは、第3号議案を原案どおり可決してよろしいか。</p> <p>○ 〈承認〉</p>

<p>教育長</p> <p>就学課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第3号議案を原案どおり可決する。 続いて、第4号議案を就学課から説明願う。 ○ 第4号議案令和8年度岡山市就学援助等認定基準及び支給基準の案についてご説明する。 本議案は、学齢児童・生徒の就学援助制度と岡山後楽館中学校夜間学級の就学支援制度の2つの制度の実施に当たり、令和8年度認定基準及び支給基準を定めようとするものである。 まず、令和8年度の認定基準案についてご説明する。対象者の要件は、1の(1)から(4)までとなり、昨年度から変更はない。 このうち、(2)の所得基準についてご説明する。就学援助の所得基準は前年度の生活保護基準にスライドする形で一定の計算ルールに従い基準額を設定しているが、平成26年度以降については、生活保護基準の引下げに伴い、就学援助の所得基準も引下げとなるどころ、影響緩和に関する国の通知の趣旨を踏まえ、基準の据置きを図ってきたところである。このたび令和8年度について計算を行ったが、平成26年度の所得基準額を依然として下回る結果となったため、対象者が縮小しないよう、引き続き平成26年度の基準額を維持することが相当との判断をさせていただいている。 また、岡山後楽館中学校夜間学級に通う生徒についても、本基準を適用させていただきたいと考えている。 次に、令和8年度の就学援助費支給基準案(学齢児童・生徒用)についてご説明する。本市の支給基準は原則、国が定める要保護児童生徒援助費補助金の目安単価に準拠して決定しているところであるが、令和8年度がこの補助単価のうち、新入学児童生徒学用品費が小学校で年額6万4,300円に、中学校で年額8万1,000円にそれぞれ増額改定されたため、本市の基準額も増額改定させていただきたいと考えている。 最後に、令和8年度の就学支援費支給基準案(岡山後楽館中学校夜間学級用)について説明する。就学支援費の支給基準については、対象経費がないために一部対象外となっている一部の品目を除き、就学援助の支給基準と同額とさせていただきたいと考えている。 説明は以上となる。
<p>教育長</p> <p>杉山委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ ご質問、ご意見等があれば願います。 ○ 修学旅行費、旅行代金が高くなっていると実感しているが、この限度額で大体岡山市は足りてるような感じなのか。
<p>就学課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 結果としては、学校によって多少ばらつきはあるのだが、ほぼ収まっている学校もあれば、若干実費のほうが上回っている学校もある。
<p>教育長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 修学旅行で沖縄に行くとかかなりの費用が必要だが、そのあたりは学校が保護者と話し合いをしながらやっているのだから差がついている。
<p>就学課長</p> <p>中島委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中学校の場合には沖縄旅行を選ばれる学校が多い状況ではある。 ○ それで修学旅行に行けないっていう子どもとかが出てるということはないのか。
<p>就学課長</p> <p>教育長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経済的理由で参加できないというところは現状ではないと思っている。 ○ 国の基準に準拠しながらいってるところである。 それでは、第4号議案を原案どおり可決してよろしいか。
<p>全委員</p> <p>教育長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 〈承認〉 ○ それでは、第4号議案を原案どおり可決する。 以上で本日予定していた会議の日程は全て終了する。 以上をもって、令和8年2月教育委員会定例会を閉会する。

傍聴の状況

報
一

道
般

0名
0名